

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	分割補助 番号	グループ 化番号	管理コード	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制 改革 A/民 間開 放)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5006A	5006001				総務省、 文部科学 省、	地方自治 法第138条 の4	地方公共団体においては、教育の政治 的中立性、継続性・安定性の確保の観 点から、教育に関する事務は、選挙で 選ばれる首長からは独立した合議制の 執行機関である教育委員会が行うこと とされている。	c	-	教育においては、その中立性の確保は極めて重 要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立 した合議制の執行機関である教育委員会が教育事 務を執行することにより、個人的な価値判断や特定 の党派の影響力から中立性を確保し、安定性、継続 性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度 となっています。 このため、教育委員会が設置されない地方公共団 体を許容する制度は適切ではないと考えます。	-	全国市長会	1	A	教育委員会制度の選択制 の導入	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、 一体的に教育行政に意向を反映させることができ るようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体 における教育行政の実施について、教育委員会を 設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能 な制度とするよう強く要望する。	現行の教育委員会制度については、形骸化してい る、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如してい る、責任体制が不明確である等の指摘がある。また、 地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の 判断により教育委員会を設置して教育に関する事務 を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務 を長が行うこととするかを選択できることとすることが 適当である。」とされている。よって、公立学校施設整 備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団 体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させるこ とができるようにするため、必置規制を緩和し、地方 公共団体における教育行政の実施について、教育委 員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択 可能な制度とするよう強く要望する。	地方自治法第 138条の4 地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律第2 条		
5009A	5009001				総務省、 文部科学 省、	地方自治 法第138条 の4	地方公共団体においては、教育の政治 的中立性、継続性・安定性の確保の観 点から、教育に関する事務は、選挙で 選ばれる首長からは独立した合議制の 執行機関である教育委員会が行うこと とされている。	c	-	教育においては、その中立性の確保は極めて重 要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立 した合議制の執行機関である教育委員会が教育事 務を執行することにより、個人的な価値判断や特定 の党派の影響力から中立性を確保し、安定性、継続 性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度 となっています。 このため、教育委員会が設置されない地方公共団 体を許容する制度は適切ではないと考えます。	-	全国町村会	1	A	教育委員会制度の選択制 の導入	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、 一体的に教育行政に意向を反映させることができ るようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体 における教育行政の実施について、教育委員会を 設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能 な制度とするよう強く要望する。	現行の教育委員会制度については、形骸化してい る、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如してい る、責任体制が不明確である等の指摘がある。また、 地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の 判断により教育委員会を設置して教育に関する事務 を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務 を長が行うこととするかを選択できることとすることが 適当である。」とされている。よって、公立学校施設整 備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団 体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させるこ とができるようにするため、必置規制を緩和し、地方 公共団体における教育行政の実施について、教育委 員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択 可能な制度とするよう強く要望する。	地方自治法第 138条の4 地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律第2 条		
5010A	5010001				文部科学 省、	「現代仮名 遣い」(内 閣告示・内 閣訓令)	「一般の社会生活において現代の国語 を書き表すための仮名遣いのよりど ころ、であります(規制ではありません)。	d	-	1.「現代仮名遣い」は、「語を現代語の音韻に従っ て書き表すことを原則」としています。このことは、国 語審議会(当時)で慎重な審議の結果答申した内容 に基づいています。 したがって、現代語で「ズ」「ツ」は同じ音韻であ り、「現代仮名遣い」では原則として「ず」で表記する ことを示しています。 2.ただし、「現代仮名遣い」では、以下のような語は 「ぢ」「づ」を用いて書くことになっています。 (1)同音の連呼によって生じた「ぢ」「づ」。 例 ちぢみ(縮) ちぢむ ぢぢれる ぢぢこま る つづみ(鼓) つづら つづく(続) つづめる(約) つづる(綴) (2)2語の連合によって生じた「ぢ」「づ」。 例 鼻血(鼻血) そえぢ(添乳) もらいぢぢ そこぢから(底力) ひぢりめん いれぢえ(入知恵) ぢゃのみぢゃわん まぢか(間近) こぢんまり 御指摘の「人妻」は2語の連合であるので、「現 代仮名遣い」では「ひとつま」と書くこととなります。 3.また、「現代仮名遣い」では、以下のことも書かれ ています。 「次のような語については、現代語の意識では2 語に分解しにくいもの等としてそれぞれ「じ」「ず」 を用いて書くことを本則とし、「せかいぢゅう」「いなづ ま」のように「ぢ」「づ」を用いて書くこともできるものと する。」 そして、「ぢ」「づ」を用いて書くこともできるものの 例としては、次のものが挙げられています。 例 せかいじゅう(世界中) いなずま(稲妻)	-	個人	1	A	現在の国語の表記に関す る規制を改定すること。	漢字の読み仮名の表記の改定	具体例1:現在の表記では「稲妻」と書いて「イマ ズマ」と読み仮名をつける。「妻」を「ズマ」と表記 すれば、以下の様な事態が発生する。「吾妻鏡」 は「アズマカガミ」が正音になるが、それでは「人 妻」を「ヒトズマ」と読み仮名を書いていると正音として良 いものかと言う矛盾が生じる。 具体例2:現在の表記では「雷」と書いて「イカズ チ」と読み仮名をつける。「イカズチ」は「イカ(鮫) ツ(助詞)チ(雷)」であるから「イカツチ」と表記し なければ意味が通らない。「ツ」と云う助詞は「天 つ御子」「天つ国」と云う使い方をしているにも関 わらず、「イカツチ」に関しては「イカズチ」と表記 すると「ス」と云う助詞を太平洋戦争後に発明した と考えなければならない。 具体例3:現在の表記では「鮫」を「ヒザマズク」 と表記する。「鮫」は「膝をしたにつけてかがむ」 、髻をあげ両膝を地につけてかがまる、深い敬意 や屈服の意を示す動作。」である。「ヒザマズク」 の「マ」の意味は未詳であるが、「ヒザ」+「マ」+ 「ズク」と表記して「髻をあげ両膝を地につけて」 かがまる」にはならない、従って「ヒザマツク」と表 記すべきであり、太平洋戦争後に発明された奇 妙な表記では発声する音は同じでも意味を全く考 えていないものである。 この3例の他にも奇妙な表記は多々存在しており (「絆」を「キズナ」と表記させる等)早急に日本語 の意味と表記を一致させたものに正すべきであると 考える。	日本語教育の根幹に於いて、意味を考えないで耳か らの音に従って、単に表示ができれば良いとした戦後 の教育改革には非常に疑問があるところである。現在 の表記総てを戦前の水準に戻す訳にはいかないが、 それでも漢字の読みと表記には日本語としての正し さを持たせるべきであると考えるものである。	学習指導要領等	「イマズマ」の表記例 <a href="http://www.mdcnet.co.jp/~it
o/inazuma/inazuma.html">http://www.mdcnet.co.jp/~it o/inazuma/inazuma.html
5016A	5016001				文部科学 省、厚生 労働省、	-	-	d	-	私立学校法上、学校法人が障害福祉サービスを 提供することを禁じる規定はありません。一般に、学 校法人は、その教育研究事業と密接に係る業務につ いては附帯事業として、そうでない場合であ っても収益事業として、一定の要件の下に様々な 事業を行うことが可能です。	-	学校法人武蔵 野東学園	1	A	共同生活援助、(共同生活 介護)における運営の規制 緩和	知的障害者福祉法が定めるグループホーム(ケア ホーム)設置対象者には、現状学校法人は含まれて いない。しかし、その教育内容・教育実績によつては 設置対象者たる資格が充分にあるのではないかと 考え、規制緩和を求める。私共、武蔵野東学園は 昭和39年の創立以来、健常児と自閉症児が分け隔 てなく学ぶ体制・混合教育、を実践。最上級校の高 等専修学校では、平成18年3月現在520名の自閉 症児を卒業させている。(企業就労:262名、福祉就 労:180名、進学70名)また、卒業後も親亡き後の ことを考えた継続指導を展開している。	私共、武蔵野東学園では平成18年4月に学園独自 で無認可の寮「友愛寮」を開設。その後、10月1日付 で、特定非営利活動法人高等専修教育支援協会との 業務委託契約の上にグループホームの認可をいた だく、しかしながら、依然として業務委託契約の上 に成り立っている為、入居者負担が大きいのが現状 である。一方、業務委託を受けた当学園は、運営に 必要な条件を満たしており、入居者との信頼関係 、就職先との連携も充分である。故に、学校法人に よる直接運営が可能になれば、運営の質を高めるこ となく入居者の負担を軽減できると考える。	知的障害者福祉 法 障害者自立 支援法(第5 条) 知的 障害者地域生活 援助事業実施要 綱(運営主 体)	添付資料1:武蔵野東学園 の近況 添付資料2:自 閉症児就職先一覧	
5017A	5017001				文部科学 省、	昭和51年1 月23日文 官振85号 文部事務次 官通達 「学校教育 法の一部を 改正する 法律等の 施行につ いて」第4 1-(5)	専修学校の学年の始期及び終期は 校長が定めることとなっています。この 場合、校長は学年の始期を年2回を超 えて定めないようにすることとされてい ます。	c	-	専修学校は、法律によって制度化された公の性質 をもつ教育施設であり、そこで行われる教育につ いては、教員組織や教科の編成等に関して、一定 の水準を満たした組織的なものであることが必要 です。このような専修学校制度の趣旨を担保する観点 から、学年の始期については年2回までとなってい ます。したがって、ご要望の趣旨を実現することは困 難と考えます。	-	学校法人 清 風明育社	1	A	優良な留学生受入のための 専修学校への年4回入 学の許可	学校教育法施行規則第77条の6により、専修学 校の入学時期は校長が定めることができること となっている。この規定にも関わらず、文部事務次官 通達により、入学時期は2回までとなっている。その 為現在、日本語学科をもつ専修学校ほとんどは、 4月と10月の年2回入学としている。しかしながら、 留学生の送り出し国である中国や台湾等からより優 秀な学生を募集するには、この時期に加えて1月と7 月の年4回とすることが望ましい。事務次官通達は、 学校教育法施行規則の自由度を阻害し、専修学校 の競争力を損なっているのを改めていただきたい。	日本に留学する中国人留学生のレベルの低下が近年 指摘され、入国管理局は、学生のレベルを上げるよう 指導を行っている。中国には日本のセンター試験に相 当する統一試験という試験がある。現在入学を希望し てくる多くの中国人留学生の学力は、統一試験で換算 すれば200点から300点程度である。中国の大学へ の合格点は500点程度であり、非常に低い。統一試 験400点から550点の学生層は、本番で実力が発揮 できなかった。合格点には達しているが志望校に達し なかった層であり、十分な基礎学力や学習態度を身 につけており同時に、留学する可能性が高い層である 為、学生のレベルを向上するにはこの層をターゲット とするのが妥当である。統一試験は6月に実施される。 一方で日本語学校の入学時期は10月に設定されて おり、ビザの申請の関係から願書の締め切りは5月 から6月に行う。統一試験を受験する者は、統一試験 と留学の準備を同時にするか、次の4月に入学するこ とになる。しかし、上記の学生層は統一試験の結果を 見てから留学を考える学生が多い。このような学生の ニーズに合わせて、株式会社立の日本語学校は、多	昭和51年1月2 3日文官振85号 文部事務次官通 達「学校教育法 の一部を改正す る法律等の施行 について」第4 1-(5) 専修学 校の学年の始期 及び終期は校長 が定めることとし たこと(学校教育 法施行規則第7 7条の6)。なお、 この場合、校長 は学年の始期を 年2回を超えて 定めないようにす ること。		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	分割補助 番号	グルー ブ化 番号	管理 コー ド	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制 改革 A/民 間開 放)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5022A	5022001			z12006	内閣官 房、人事 院、内閣 府、公正 取引委員 会、警察 庁、防衛 庁、金融 庁、総務 省、外務 省、財務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、農林 水産省、 経済産業 省、国土 交通省、	-	-	c	-	御要望は、政府全体としての方針に関わり、また 当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難 です。 なお、当省においては、平成18年度から債権譲渡 禁止特約の部分解除の適用範囲(譲渡対象債権及 び譲渡対象者)を拡大する措置を講じています。	-	社団法人 第二 地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向 け金銭債権の譲渡禁止特 約の適用除外(譲渡先が金 融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権に ついては、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機 関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすること を統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲 渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金 調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承 諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小 企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。		
5026B	5026001			z12007	文部科学 省、	-	-	d	-	学校に職員を派遣する会社を設立することにつ いては、現行制度上特段の規制はありません。	-	個人	1	B	教職員の派遣会社設立	教育に関心のある地域や学校の保護者等に「教育 職員派遣会社」に登録してもらいます。 さまざまな地域の人々の能力が学校現場で生かせ ます。 たとえば小学校の体育の授業では多数の指導者を 必要としています。たとえば「鉄棒運動」では1対1以 上で教えたほうが良いと思います。 その他の科目でも机間巡視での指導等に効果を上 げることができます。 教室に地域の人々が入ることで「いじめ」等の芽も早 めにつみとることができます。派遣会社では教育委 員会と連携して社員教育をすることにより学校現場 に相応しい人材を教育現場に送ることができます。	派遣する教職員 ・クラス担任 ・教科指導の教員 ・常勤講師 ・非常勤講師 ・教科指導の補助 ・実習助手 ・司書 ・事務職員 ・栄養士 ・調理員 ・部活の指導者 ・総合学習等 社員の多数はボランティアで構成して人件費を押 さえます。	いじめによる自殺事件が全国的に教育現場に見られ ます。安倍総理がこの件を解決すべく再生会議に検 討を指示したと報道により知りました。 「美しい国・日本」をつくるための教育再生の一助にな れればと思います。	教育基本法等	要望者 年齢(58歳) 教科(数学)
5027B	5027001			z12008	文部科学 省、	地方教育 行政の組 織及び運 営に関する 法律第 16条、第 17条及び 第23条	地方公共団体においては、教育の政治 的中立性、継続性・安定性の確保の観 点から、教育に関する事務は、選挙で 選ばれる首長からは独立した合議制の 執行機関である教育委員会が行うこと とされている。 教育長は教育委員会に置かれ、教育 委員会の指揮監督の下に、教育委員 会の権限に属するすべての事務をつか さどる。	c	-	教育においては、その中立性の確保は極めて重 要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立 した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務 を執行することにより、個人的価値判断や特定の 党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続 性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度 となっています。 このため、教育委員会が設置されない地方公共団 体を許容する制度は適切ではないと考えます。	-	三井物産株式 会社	1	B	教育委員会制度の見直し を通じた教育に係る事務の 民間開放	地方公共団体に置かれた教育長について、その任 命権者を教育委員会から地方公共団体の長にする とともに、教育委員会ではなく地方公共団体の長の 指揮監督の下でその職務を執行することとする。併 せて、教育委員会の職務権限とされている事務につ いて地方公共団体の長の職務権限とし、これらの事 務のうち、ア)学校その他の教育機関の用に供する 財産の管理に関する事務、イ)教育委員会及び学校 その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関 する事務、ウ)学費生徒及び学齢児童の就学並びに 生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関す る事務のうち行政処分を伴う事務以外の事務、エ) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導 及び職業指導に関する事務、オ)教科書その他の教 材の取扱いに関する事務、カ)校舎その他の施設及 び教員その他の設備の整備に関する事務、キ)校 長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事 務、ク)校長、教員その他の教育関係職員並びに生 徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関 する事務のうち行政処分を伴わない事務、ケ)学校	現行制度においては、地方公共団体における教育行 政に係る事務については、その多くについて教育委員 会の職務権限とされているため、公立学校等の効率 的な運営を行うことが困難となっている。加えて、公 立学校等の管理等に関する事務が、その内容が共通し ているにも関わらず、学校ごとに行われているため多 くの無駄が生じている。これらの事務については、必 ずしも地方公共団体によって直接行われる必要はな いものであることから、これらの民間への開放を可能 とし、地方公共団体における教育行政の自主性及び 自律性を高めるとともに、地域の実状に合った効率的 な公立学校等の運営を確保し、もって地域の再生・活 性化の資するものである。	地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律第16 条、第17条及び 第23条		
5036A	5036001			z12009	総務省、 文部科学 省、厚生 労働省、	-	-	d	-	地方自治体が保有する債権を第三者に譲渡する ことの一般的な是非については、総務省からの回答 をご参照下さい。 なお、学校給食法上、給食費に関して第三者への 債権譲渡を禁止する規定はありませんが、教育的な 観点から、学校運営や子どもに対して悪影響が及ば ないような配慮は当然に求められます。	-	民間企業	1	A	自治体の保有する債権の 第三者譲渡	自治体の保有する債権の第三者への譲渡(売却)が 可能とされたい。あるいは、第三者譲渡の手順の法 制化を図られたい。	自治体の保有する債権(税、手数料等、保育料、 給食費、貸付金これら全てあるいは一部)につい て、自治体の職員による回収にコストがかかりず ぎるものを民間事業者を含めた第三者に譲渡す る(入札で売却する)。	債権の回収は自治体の職員による直営ではコストが かかりすぎる場合もあるし、また、未収金として長期間 残ってしまうことは財政にも悪影響を与える。よって、 早期に第三者譲渡(売却)することで回収コストの低 減と流動化(現金化)による財政効率化が期待できる ため。	地方自治法第 240条、地方自治 法施行令171条 から171条の7	債権譲渡手順案を添付しま す。全国規制改革要望にす るか民間開放要望にするか 決めかねましたが、適当でな ければ修正していただいで かまいません。メールアドレスは迷惑メール防止のため 非公開にしていたきたい。 住所も非公開でおねがいし たい。
5041A	5041001			z12010	文部科学 省、厚生 労働省、	-	医(歯)学部のない大学が附属病院 や附属診療所を設置することを制限す る規制は存在しません。	e	-	医(歯)学部のない大学が附属病院や附属診療所 を設置することを制限する規制は学校教育制度上 存在していませんが、教育研究上の必要性ととも に、必要な指導体制や施設整備の在り方等につ いて、設置目的を踏まえた十分な検討を行った上で、 各大学において判断されるべき事項であると考えて います。	-	社団法人日本 ニュービジネス 協議会連合会	1	A	医(歯)学部のない大学の、 附属病院設置	保健医療に関する教育研究を行う大学は、附属病 院、附属診療所を設置することができる。	附属病院、附属診療所の開設	・保健医療系大学の多くは、国家資格取得と深くか かわっており、身近な臨床現場で所定の実習を行うこ とができるようになる。・大学教員の多くに臨床研究 の場が提供されることで研究活動促進が期待できる。	・学校教育法 ・医療法 ・独立行政法人 国立病院機構の 業務運営並びに 財務及び会計に 関する省令	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	分割補助 番号	グループ 化番号	管理コード	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制 改革 A/民間開	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041002				文部科学 省、	-	構造改革特区において、株式会社が 学校の設置主体となることが認められ ています。	c	-	株式会社学校設立を全国で解禁するとい う点については、平成18年2月15日の 構造改革特別区域推進本部決定におい て、「株式会社が学校を設置する場合に 想定される弊害の発生の有無の判断に 資する評価の論点について、特例措置 の実施状況を踏まえつつ、規制所管省 庁において検討を行い、平成18年度下 半期に評価を行うこと。」とされてい るところです。現段階においては、学 校種を問わず、弊害の有無の検証に必 要な情報が、依然十分に得られてお らず、引き続き評価を継続する必要が あると考えています。 校地校舎の自己所有要件の緩和につ いては、同本部決定において、既に全 国化の方針が決定されています。	-	社団法人日本 ニュービジネス 協議会連合会	2	A	株式会社学校経営の全国 解禁	現在構造改革特区のみで認められて いる株式会社学校設立の全国で解禁 する。併せて学校に土地・建物の所有 を義務付けている学校設置規制を撤 廃する。	当社グループは全国で資格取得教育 事業を行っているが、株式会社が保有 する施設・設備等をそのまま利用して 、新たに専門職大学院事業を展開した い。当社は新潟を主な地盤としており 、地方でも東京に負けない高度な教育 を提供することを経営目標にしてい る。	事業採算を確保するために、新規の 設備投資を行わず、投資はハイレベル な教員の確保、教育コンテンツの充 実に対して行いたい。また、採算確保 のためには可能性のある市場にタイム リーに展開する必要がある。その為 にも特区だけでなく全国どこにでも 展開できる環境が必要。	学校教育法及び 文部科学省規制	
5041A	5041021				文部科学 省、	-	著作権者は、他人に対し、必要に応じ て対価の授受等の利用条件を付して 、その著作物の利用を許諾することが できます。(著作権法第63条)	e	-	著作権は私人の権利であり、著作物に ついての利用許諾の条件は当事者間に おいて決定されるものです。 ご要望事項については、著作権者と お話し合いいただくことが適切であ ると思います。	-	社団法人日本 ニュービジネス 協議会連合会	21	A	著作権法における文学作 品・写真等使用の際の規制 緩和(教育用、教材用と限 定で)	教材やテストを作成する際、国語の 文学作品や社会の神社仏閣等の写真 を掲載するのに、莫大な金額を著作 権者に支払わなければならない。そ の金銭的な負担から掲載を断念したり 、教材の作成そのものを断念するケー スがある。子どもの成長を純粋に願 い、教材やテストを作成する者にと っては悲しいことである。 上記の文学作品や写真を使用する 際、著作権料を支払う条件を設定す る。料金的なハードルを大幅に下 げる、等を施してほしい。	従来以上に良質な教材が数多く作 られる可能性が高まる。それにより 子どもたちの国語や社会に対する興 味・関心が高まる。 「良質な教育の提供、のチャンスを 現状の著作権法が阻害している、とい う見方でもできるのではないが、	著作権法		
5041A	5041033				文部科学 省、	-	公立又は私立の大学院(専門職大 学院を含む。)の研究科の設置、研究 科の専攻の設置若しくは専攻にかか る課程の変更であって、授与する学 位の種類及び分野の変更を伴わない ものについては、文部科学大臣への 届け出事項となっています。	c	-	学問の進展や社会の変化等に対応し た大学等の一層の機動的組織改革を 可能とするため、平成15年に法改正 等を行い、学校教育法第4条第2項、 学校教育法施行令第23条の2第1項 第1号により、専門職大学院も含め、 公立又は私立の大学院が研究科の設 置、研究科の専攻の設置若しくは専 攻にかかる課程の変更をする場合、 授与する学位の種類及び分野の変更 を伴わないものについては、文部科 学大臣への届け出事項となっています 。 しかし、学校教育の公共性にかんが み、授与する学位の種類及び分野の 変更を伴う場合は、認可を必要とす ることによりそれらが適正になされ ることを確保する必要があると思 います。	-	学校法人新潟 総合学園 事業 創造大学院 大学	33	A	専門職大学院に係る研究 科及び専攻の設置規制緩和 と「認可」より「届出」への 変更	平成15年に学校教育法の一部を改 正する法律等が施行され、大学等の 設置認可制度の弾力化が行われてい る。専門職大学院を除く既設大学院 での研究科、専攻及び課程の設置は 届出で可とされている。「当該大学 が授与する学位の種類及び分野の 変更を伴わないもの、との但し書き をも撤廃し、研究科、専攻の設置を 「認可」から「届出」に変更する。	専門職大学院において、「当該大学が 授与する学位の種類及び分野の変更 を伴わないもの、との但し書きをも 撤廃し、研究科、専攻の設置を「認 可」から「届出」に変更する。	現在、既設の専門職大学院に新たな 研究科もしくは専攻を設置しよう とする場合、文部科学大臣の認可を 得る必要があり、その時期は11月 末となっている。開設までに約4ヶ 月しかなく、十分な告知・学生募集 活動を行うことが難しいと想定され る。「届出」の場合、開設前年度の 12月31日までの提出でよく、かつ 原則届出後60日以降より告知・学 生募集が可能となる。開設初年度に 限りであるが、早い時期の告知・学 生募集が可能となり、私学に限らず 学校運営の安定化を図ることができ る。	学校教育法第4 条第2項	
5041A	5041034				文部科学 省、	平成17年7月6日付け文部科学 省初等中等教育局長通知「不登校 児童生徒が自宅においてIT等を活用 した学習活動を行った場合の指導要 録上の出欠の取扱い等について」(1 7文科初	学校教育法第1条に定める小学校等 の教員は各担当の免許状を有する必 要があります。	d	-	我が国の義務教育制度を前提とし つつ、一定の要件を満たした上で、 不登校児童生徒が自宅において教育 委員会、学校、学校外の公的機関又 は民間事業者が提供するIT等を活用 した学習活動を行った場合に、これ を校長が指導要録上出席扱いとし、 その成果を評価に反映することは、 既に現行制度上認められています。 また、教員免許状は、学校教育法第 1条に定める「学校」の教員となる ためには必要ですが、「学校」以外の 民間教育施設で教授するためには 教員免許状は必要ではありません。	-	アイリス株式 会社 社団 法人日本 ニュービ ジネス協 議会連 合会	34	A	不登校状態にある児童・ 生徒に対するIT等活用による 学習機会拡大事業	・不登校児童・生徒が学校に行けな くてもその代わりとなる指導を民間 教育機関で受講した場合、その受講 した時限数等を出席日数とみなして 教育機会を増やしてほしい。 ・その場合、民間教育機関の指導者 の資格は、教員免許を持たずとも、 教育機関に在籍した経験年数又は 個々の条件を満たした者が行うこと を認めてほしい。 ・民間教育機関が施設を持たない、 インターネット等の活用により授業 を行った場合でも、通学と同じ扱い にして欲しい。(子どもが在宅しな がらでも学習する機会を与えられ る)	(「学習指導」)児童・生徒が在宅 でも学習できるように、コンピュ ータを使って遠隔でリアルタイムに 双方向で学習できる。決まった時間 に、学習者と指導者が、カリキュラ ムに副って学習する。 (「カウンセリング」)生徒の個 々の悩み相談なども、メールや電話 でなく、このシステムで行うことが 出来る。	・不登校児童生徒が学力不振から 不登校になることが多いが、学校に 行かないことから更に学習機会を失 うことになる。又、外に出ること により不安を感じることもあり、友人 関係や近所とのしがらみ等で外に出 にくい傾向が強い。双方向のパソコン を使った教育であるならば、外との 繋がりを保つこととともに、学習機 会を確保でき、児童、生徒の学力保 障も可能となる。 指導者の中には、大学生や大学院生 も含まれるが、将来教員になること を目指している者を採用し、現場に 入る前の研修にも繋げると考えられ ることから、指導者の資格の緩和を お願いしたい。	学校教育法	
5041A	5041035				文部科学 省、	学校教育 法第82条 の8	私立の専修学校の目的の変更の認可 は、都道府県知事が行います。	d	-	内閣府を通じて行っている事実確認 の御回答をお待ちしておりますが、 私立の専修学校の目的の変更の可否 については、認可権者(都道府県知 事)において適切に判断されるべき ものと考えます。	-	アイリス株式 会社 社団 法人日本 ニュービ ジネス協 議会連 合会	35	A	財団法人等が開校時に申 請した目的から、時代の趨勢に併 せて開校目的を変化させたい場合に 法人格を利用したまま目的追加	開校時の申請に対して、教育目的 を持った事業を行う場合は、追加を 認め、法人の継続を認める。又、施 設の中に、教室や特別室が無くても 、学生に学習機会を与える機材を 保有しているのであれば、その法人 格を認めて欲しい。	・インターネット等を用いたイー ラーニング教材での学習を行う。 ・提携する教育機関が多数に渡る 為、資格取得や実技講座等、学習目 的に併せて学習者に教育機会を提 供していく。 ・学生及び社会人だけではなく、 児童・生徒の学習指導から、シニア 世代(団塊世代)までの教育施設 として運用する	開校申請の際、洋教学校で開校し たが、趨勢により、この目的での 学生を募集することが難しくなっ た。施設の有効利用等を含めて、 コンピュータスクール又は、イン ターネット利用の学習塾および予 備校の運営を行うことで、施設の活 用ができる。このことにより、地 域社会に生涯教育機関として文化 教育に貢献できる。	学校教育法	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	分割補助 番号	グループ 化番号	管理コード	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制改 革A/民 間開放)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041036			z12016	文部科学省、	学校教育法第4条 学校教育法第45条 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号) 中学校通信教育規定第2条	高等学校には、毎日高校に通学することができない方などに対して、通信の方法による教育を行う通信制課程が認められています。 中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。	d	-	現行制度上、高等学校には通信制課程を置くことができるため、ご要望の内容に対応することが可能です。 なお、義務教育段階については、児童生徒が心身の発達段階に応じた対面指導を通じた教育を受け、教育課程を修了するとともに豊かな社会性や人間性を身に付けることが重要であり、通信制課程を置くことはできません。 (現行の通信制中学校に関する規定は、戦後、義務教育が9年間に延長されたことに伴い、戦前の義務教育修了者の中で、新学制における中学校を修了したいという意向を持つ方を対象に、その学習を容易にするために規定されているものです。)	-	アイリス株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	36	A	遠隔地・僻地への教育にインターネットによる遠隔指導システムを利用して教育機会の均等化に役立てるばかりではなく、更には高度な内容を伝達して教育水準の向上化に努める	遠隔地・僻地教育にインターネット遠隔指導を取り入れる	・指導者は、指導センター或は環境のある場所であればどこにいても指導を行うことが出来る。 ・学習者の環境も整え、ネット環境及びパソコンを準備し、遠隔の双方向システム授業を行っている事業者又は学校から事業の提供を受ける。	僻地(離島、雪国の山間部)への教育機会の均等を考えた場合、地理的要因等から阻害されることを防ぐ一助となる。	学校教育法	
5041A	5041044			z12017	文部科学省、	-	大学設置基準等により、短期大学、大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科における学修や、知識及び技能に関する審査であって、一定の要件を満たすものにおける成果に係る学修等に対し、単位を与えることができることとなっています。	d	-	大学以外の教育施設等における学修に関しましては、大学設置基準第29条第1項により、「大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。」とされています。 この「文部科学大臣が別に定める学修」を定めている告示として「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」があります。この告示により、トフル及びトイック又は一定の要件(審査を行うものが国又は民法第34条の規定による法人その他の団体であること、審査の内容が、学校教育法第52条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること、審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること、審査の実施方法が、適切かつ公正であることを)を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に	-	㈱フィナンシャル・キャリア、 (社)日本ニュービジネス協議会連合会	44	A	株式会社立の教育機関での受講に対する大学単位認定の緩和	現在、学校教育基本法上の高等専門学校以上の教育施設並びに一般的認知度の高い資格検定のための教育に關してのみ単位認定が行われているため、株式会社立の教育機関での実務教育では単位認定が受けられない、についてはこれを認める制度を新設して欲しい。	教育内容を審査し、株式会社立の教育機関で実施されている講座でも大学の単位認定が受けられる制度を新設する。これにより学校教育基本法上の大学との相互単位認定の先駆けとする。	当社が開講している講座は実践的な金融基礎知識を指導するものであり、高等教育専門学校での授業と遜色ないものであり、特に金融業界への就業を目指す大学生に対しては有益な内容である。更に採用企業にとっても十分満足の得られる内容と自負している。大学時代に金融の実務に即した基礎知識を修得することは、日本の金融業界の発展に寄与する。	大学設置基準第29条	
5041A	5041045			z12018	文部科学省、	-	-	e	-	文部科学省が所管する法令において、株式会社立の学校への通学について学割定期の発行を禁じているという事実はありません。 なお、特区制度の下で設置されたいわゆる株式会社立の学校は、全て学校教育法上の学校です。	-	㈱アミエール、 (社)日本ニュービジネス協議会連合会	45	A	株式会社による学校への通学に学割定期発行の許可	株式会社による学校への通学には学割定期の発行が許可されていない。学校組織の形態が違っただけで修学を目的とする通学であり学割定期の発行を許可すべきである。一般に公共交通機関は学校教育上の教育機関のみを学割の対象としているため、この弊害が起きている。については、学校法人以外の学校に関しては、それぞれ個別審査等をしていただき、条例等で対応いただきたい。	学生の金銭的負担の軽減、修学意欲の向上に寄与する。また特にシニア層を対象とした講座には長い講座で80時間、短いものでも30時間とある程度の日数通学し、専門の実務技能を修得するものがある。就業支援、再就職支援に貢献できる。	学校教育法第2条		
5041A	5041051			z12019	文部科学省、	私立学校法第26条、第61条	学校法人は、収益を目的とする事業を行うことができます。行うことのできる収益事業については、所轄庁が私立学校審議会の意見を聞いて定め、その種類について公告することとなっています。所轄庁は、収益事業を行う学校法人が、寄附行為で定められた事業以外の事業を行う場合、収益を学校経営の目的以外の目的に使用する場合、教育に支障がある場合、には、収益事業の停止を命ずることができます。	d	-	学校法人は、所轄庁が私立学校審議会の意見を聞いて定め、公告した収益事業については、寄附行為に定められた事業以外の事業を行う場合、収益を学校の経営目的以外に使用する場合、その設置する学校の教育に支障がある場合を除き、行うことが可能となっています。	-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	51	A	専門学校(学校法人)による企業経営(収益事業)への規制緩和	専門教育分野においては最新の知識と技術を学生に提供する事が重要であり社会の変化に応じたカリキュラム構築が望まれている。時代の変化を先取りし、その成果を研究及びカリキュラムに組み込む為にも現在の収益事業参画への規制を緩和し各専門分野での成果を生かした事業経営を可能にする事が必要と考える。	専門学校の教育成果を展開しベンチャービジネスを起業する事が可能となる事で様々な事業の可能性が生じると共に学生の起業に向けての支援も可能となるまた学生の製作物、作品等を販売する店舗経営が可能となる事で販売促進等関連する業務を学校の枠組みの中で体験できるなど、企業経営手法のフィードバックを取り入れ変化の早い社会状況に即応した教育の可能性が広がる。	私立学校法 第3章学校法人 第一節 通則 (収益事業) 第26条 第五節 (助成及び監督) 第61条 第4章 雑則 (私立専修学校等) 第64条の4		
5041A	5041057			z12020	文部科学省、	教育職員免許法第3条の2	地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の活性化等を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができます。	d	-	特別非常勤講師制度については、昭和63年の制度創設以降、各都道府県教育委員会等に対して通知を出すなど周知徹底を図ってきたところであり、各自治体において、地域の実情等に応じ優れた社会人の活用を図ってきたところです。 (参考 <特別非常勤講師の届出状況>) 平成元年度173件 平成16年度21,948件 なお、栄養教諭は、平成18年11月1日現在、25道府県に320名配置されています。	-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	57	A	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与	栄養教諭配置は、全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存在。現在、栄養職員が講習を受けて配置されるケースが大半。食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載あり、民間栄養士が給食のみならず食材について深い知見をばくんできた。民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できると回答されたが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい。	栄養教諭配置は全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存在。現在、栄養職員が講習を受けて配置されるケースが大半である。食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間栄養士が給食のみならず食材について深い知見をばくんできた。前前回、民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できると回答されたが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい	栄養教諭配置は全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存在。現在、栄養職員が講習を受けて配置されるケースが大半である。食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間栄養士が給食のみならず食材について深い知見をばくんできた。前前回、民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できると回答されたが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい	食育基本法	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	分割補助 番号	グループ 化番号	管理コード	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制 改革 A/民 間開 放)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)	
5041A	5041058			z12021	文部科学 省、		食育基本 法 文部省体 育局長通 知「学校給 食業務の 運営合理 化につい て」(昭和 60年1月 21日)		-	民間企業に食材発注業務を委託するか否かにつ いては、学校給食の実施者である各地方公共団体 の教育委員会等の判断に委ねられているところで す。 ただし、食材発注においては、学校給食の質の低 下を招くことのないよう十分配慮するとともに、物資 の購入等における衛生管理、安全の確保について、 学校給食の実施者の意向を十分反映できるような 管理体制を設けていただくよう、「学校給食業務の運 営の合理化について」(昭和60年1月21日文体給5 7)で申し上げているところです。	-	社団法人日本 コ－ビツナ協 議会連合会	58	A	食育基本法の理念実現 の観点から学校給食調理 業務で食材発注権を民間給 食企業へ	食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り 組むよう記載されている。民間の給食企業は調理の みならず食材について深い知見を育くんでおり、食 材調達においてトレーサビリティシステムを備え安 心・安全を確保した食材の供給を行っている。しか し、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるもの の「食材は市町村が支給」と委託時に規定されてお り、業務が調理にだけ限定されており、業務への貢 献ができない。食育に貢献する観点から、食材発注 権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切 な措置をお願いしたい。	食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り 組むよう記載されている。民間の給食企業は調理 のみならず食材について深い知見を育くんでおり、 食材調達においてトレーサビリティシステムを備 え安心・安全を確保した食材の供給を行っている。 しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでい るものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定 されており、業務が調理にだけ限定されており、業 務への貢献ができない。食育に貢献する観点から、 食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学 省の適切な措置をお願いしたい。	民間給食企業は食材について深い知見を育くんで おり、トレーサビリティシステムを備え安心・安全 を確保した食材を供給している。しかし、学校給食 調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は 市町村が支給」と委託時に規定されており、業務に 対して食材の発注を行えず、食育への貢献ができ ない。食育に貢献する観点から、食材発注権が民 間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置 をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食材 を供給することによって市町村、保護者の費用負 担の軽減に貢献できる。	食育基本法、文 部省体育局長通 知「学校給食業 務の合理化につ いて」(昭和60 年1月21日)		
5054A	5054073			z12022	内閣官 房、法務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、	-	-	e	-	要望されている内容について、文部科学省による 規制は特段存在していません。 なお、ご指摘の点も含め、今後「在留管理に関する ワーキングチーム」において積極的な議論が行われ るものと考えます。		(社)日本経済 団体連合会	73	A	高度人材に対する在留期 間の長期化	一般の専門的・技術的分野の外国人労働者につ いて、わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あ るいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け 入れをより一層促進すべく、在留期間を5年に伸長 するよう、法制上の措置を含め必要な対策を早急 に講じるべきである。		専門的・技術的分野の中でも、在留資格「投資・ 経営」等の「高度人材」については、現行の在留期 間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う 制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活 動等を行っていないことを証明すること等の手続 を導入することにより、不法就労等の問題の発生 を防止することができ一方、問題のない「高度人 材」の身分の安定性は大きく高まると考えられ る。 その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・ 技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づ く(在留資格者などの在留外国人については、就 労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の 就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを 検討し、在留期間の伸長も含め、内閣官房の「在 留管理に関するワーキングチーム」等において、 可及的速やかに結論を得べく、検討を加速化す べきである。	出入国管理及び難民認定 法では、現在、一度の許可 で与えられる在留期間は、 「外交」、「公用」及び「 永住者」を除き最長3年と なっている。 2005年3月29日に策定 された「第三次出入国管理 基本計画」では、専門的・ 技術的分野の外国人の中 でも「高度人材」をより積 極的に受け入れる姿勢を示 し、「経済、文化等様々な面 で我が国に貢献している 高度人材に対しては、1回 の許可でより長期間の在 留期間を決定することとし 、安定的に我が国で活動 しやすい方策を構築する 必要性が指摘されている」 として、「在留期間を伸長 し	出入国管理及び 難民認定法第2 条の2第3項 出入国管理及び 難民認定法施行 規則別表第2	
5062A	5062001			z12023	警察庁、 法務省、 外務省、 文部科学 省、厚生 労働省、 経済産業 省、	-	-	e	-	想定されている留学生への支援の詳細が不明で すが、財政上の優遇措置を求めるものであれば、 本要望制度の趣旨に馴染まないものと考えま す。	-	日本商工会議 所	1	A	外国人労働者の受け入れ 拡大 専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の 外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和 や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合 理化・簡素化を行われない。また、経済連携協 定(EPA)に向けた政府間協議において、看護士 、介護士等の日本での受け入れ緩和について、 日本語および専門分野での能力確保を前提に、 受け入れの道を開くべきである。併せて、留 学生について、生活環境面を含め、わが国にお ける就職を支援する環境を整備されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展 の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持 続的な成長を維持していくために、外国人労働 者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特 に、左記の事項に重点的に取組んでいただきた い。	出入国管理及び 難民認定法 出入国管理及び 難民認定法施行 規則			
5062A	5062002			z12024	内閣官 房、警察 庁、法務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、	-	-	e	-	要望されている内容について、文部科学省による 規制は特段存在していません。	-	日本商工会議 所	2	A	外国人労働者の受け入れ 拡大 わが国で不足が予想される 分野の人材	今後、労働力不足が予想される製造、林業、観 光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活に とって不可欠な産業分野において、一定の管理 の下に労働者を受け入れる制度を創設されたい 。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入す ることが著しく困難であるならば、まずは構造 改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入 れ制度の導入を検討されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展 の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持 続的な成長を維持していくために、外国人労働 者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特 に、左記の事項に重点的に取組んでいただきた い。	出入国管理及び 難民認定法 出入国管理及び 難民認定法施行 規則			
5079A	5079001			z12025	外務省、 文部科学 省、	経済的、 社会的及 び文化的 権利に関 する国際 規約第1 3条第1 項(a)、 第2項 (b)、 児童の 権利に関 する条約 第28条 第1項 (a)(b)	我が国が批准した「経済的、社会的、 文化的権利に関する条約(国際人権規 約A規約)」及び「児童の権利に関する 条約」等に基づき、希望する外国人子 女に対して無償の機会を保障するた め、希望する外国人子女については、 日本人子女と同様に、公立小・中 学校へ受け入れられている。その際、 教科書の無償配布及び就学援助を含 め、日本人と同一の教育を受ける機 会を保障。	d	-	外国人児童生徒が公立義務教育諸学校への就学 の機会を逸することのないよう、来年度、外国人 の子どもの就学を促進するため、関係機関等と 連携した就学促進に関する実践研究や就学啓 発資料の作成等を行うための事業を実施する予 定としています。 また、日本の教育制度や就学手続き等につ いてまとめたポルトガル語等7言語による就 学のためのガイドブックを日本大使館等に送 付し、呼びかけるなど、外務省とも連携しな がら、日本での学校教育制度の周知を図りた いと考えています。 さらに、ブラジル政府との協議会等におい て、子どもの教育の重要性を渡航者に呼びか けるよう働きかけていきたいと考えていま す。	-	外国人集住都 市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	外国人の子どもの小学校 入学前の保護者に対 する支援	外国人の子どもの小学校入学前に、保護者に対 する情報提供及び入学を支援する措置を講じ ることなど、自治体等が外国人の子どもの就 学へと導くための施策について、基本的かつ 具体的なガイドラインを示すとともに、自治 体等が実施する事業に対し、財政的および人 的支援をする。また、在外公館における査 証発行時等の日本への渡航前に、日本の教 育制度についての情報を渡航者に提供す る	小学校入学前の外国人の子どもの保育実態は多様 であり、日本の公立小学校入学に関する情報 が適当な機会に十分に提供されず、保護者 による公立学校への入学準備が十分に行わ れていない。この結果、子どもの学校への 適応が遅れ、場合によっては不就学にな るなど、外国人の子どもの教育を受ける 権利が保障されない恐れがある。	学校教育法第22 条第1項、同第39 条第1項	[規制の現状]学校教育法の 就学義務は、外国人の子 どもには適用されないが、 外国人の子どもの保護者 に対する小学校入学に関 する情報提供や入学準備 の支援などを適切に実施 することが困難となってい る。		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	分割補助 番号	グループ 化番号	管理コード	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制 改革 A/民 間開 放)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5079A	5079002			z12026	文部科学 省、	経済的、 社会的 及 び 文 化 的 の 権 利 に 関 する 国 際 規 約 第 1 3 条 第 1 項、 第 2 項 (a)、 第 2 項 (b)、 児 童 の 権 利 に 関 する 条 約 第 2 8 条 第 1 項 (a) (b)	我が国が批准した「経済的、社会的、 文化的権利に関する条約(国際人権規 約A規約)」及び「児童の権利に関する 条約」等に基づき、希望する外国人子 女に対して無償の機会を保障するた め、希望する外国人子女については、 日本人子女と同様に、公立小・中学校 へ受け入れている。その際、教科書の 無償配布及び就学援助を含め、日本 人と同一の教育を受ける機会を保障。	d	-	外国人児童生徒への教育については、国際人権 規約等を踏まえ、日本人生徒と同様に無償で受け 入れ、その指導については、学習指導要領の総則 「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(7) において、適切な指導を行うよう盛り込まれていると ころです。また、「日本語指導が必要な児童生徒」の 定義については、日本語指導が必要な外国人児童 生徒の受入れ状況等に関する調査上に明記すると ともに、各種会議等の場においても、周知すること としています。 また、公立小・中学校における外国人子女等への 日本語指導については、義務標準法第15条第2号 の規定により、特例的に教員を配置するいわゆる児 童生徒支援加配による対応が可能となっていると ころです。この児童生徒支援加配は、外国人子女等 への日本語指導への対応のみでなく、いじめや不登 校への対応など、児童生徒の状況に応じたきめ細 かな対応が必要とされる学校において、特別な学習 指導、生徒指導、進路指導が行われる場合に、各 都道府県の申請に基づき、予算の範囲内で教員定	-	外国人集住都 市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	2	A	公立小中学校における外 国人児童生徒の受入れ体 制の整備	外国人児童生徒教育の基本方針を定めるとともに、 学習指導要領にも盛り込む。基本方針の中で、「日 本語指導が必要な児童生徒」の定義も行い、日本語 指導の目標を示す。併せて、外国人児童生徒担当 教員の加配を増やし、支援体制の充実を図る。外国 人の集住する地域において集中的に初期指導を行 う教室の設置を推進する。また、一人でも日本語指 導が必要な児童生徒の在籍する学校に対し、日本 語指導等協力者の巡回を推進する。 これらの外国人児童生徒教育を支援する基金づ くりを推進し、経済界などに協力を求める。		教育現場における日本語指導が必要な児童生徒に は、外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒、 国際結婚で生まれた子ども、日本国籍を取得した子 どもなど、国籍という枠組みでは捉えきれない様々な 文化的背景をもった子どもが存在する。また、日本語 指導が必要な児童生徒の中には、障がいを持つなど、特 別な支援が必要な子どもが増加しており、教育の現場 ではより多様な対応が求められている。 同時に、外国人の児童生徒の受入れに対する支援措 置を導入するための財政基盤を強化することも必要に なっている。 これらはすべて緊急性が高い課題であり、外国人児 童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとってその早 急な解決が望まれる。	学校教育法第20 条、同第38条	[規制の現状]学習指導要領 においては、外国人児童・生 徒に関する教育方針が示さ れていない。文部科学省が必 要な児童生徒の調査において は、その定義も明確でなく、 正確な実態把握が行なわれ ているとはいえない。
5079A	5079003			z12027	文部科学 省、	経済的、 社会的 及 び 文 化 的 の 権 利 に 関 する 国 際 規 約 第 1 3 条 第 1 項、 第 2 項 (a) (b)、 児 童 の 権 利 に 関 する 条 約 第 2 8 条 第 1 項 (a) (b)	我が国が批准した「経済的、社会的、 文化的権利に関する条約(国際人権規 約A規約)」及び「児童の権利に関する 条約」等に基づき、希望する外国人子 女に対して無償の機会を保障するた め、希望する外国人子女については、 日本人子女と同様に、公立小・中学校 へ受け入れている。その際、教科書の 無償配布及び就学援助を含め、日本 人と同一の教育を受ける機会を保障。	d	-	義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校 への入学については、日本人と同様、都道府県教 育委員会や市町村教育委員会の判断により受け入 れているところですので、引き続き、これらの教育委 員会において適切に対応いただきたいと考えていま す。	-	外国人集住都 市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	3	A	義務教育年限の柔軟な運 用の促進	国は、都道府県教育委員会に対し、義務教育年 齢を超過した外国人の子どもの義務教育諸学校へ の入学や習熟度に合った学年への編入について、 必要に応じた柔軟な取り扱いを行うように促す。		外国人の子どものなかには、母国と日本の間を 行き来する場合も少なく、6歳から15歳という義務 教育の年限の範囲で、習熟度に応じてわが国の小中 学校の学年に編入することは簡単ではない。しかも、 都道府県教育委員会には、義務教育年齢を超過し た生徒の義務教育諸学校への入学について、柔軟な 取扱いをしていないところが多くあり、15歳を超えて も就学することが適当と判断される外国人の子どもの受 入れに困難が生じている。このことが外国人の子ども の高校等進学にとって大きな障壁となっている。	学校教育法第23 条、第39条第3号	[規制の現状]学校教育法上、義務教育は6歳から15 歳までと定められているが、 義務教育年齢を超過した子 どもの義務教育諸学校への 入学や、習熟度に合った学 年への編入については、都 道府県教育委員会の権限 で、その柔軟な取り扱いが認 められている。
5079A	5079005			z12028	文部科学 省、厚生 労働省、	-	-	e	-	要望されている内容につき、学校教育法第45条 は特段の規制とはなっていないと考えます。 なお、想定されている支援措置の詳細が不明です が、財政上の優遇措置を求めるものであれば、本要 望制度の趣旨に馴染まないものと考えます。	-	外国人集住都 市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	5	A	若年雇用対策の新設と強 化	中学・高校などを中途退学した青少年が、働きなが ら学べるように若年雇用対策を新設・拡充し、その一 環として、外国人青少年の就労・学習を支援するた めの措置を設ける。		現在の若年雇用対策においては、フリーターの正規 雇用促進が大きな柱となっているが、中学・高校を卒 業することが、若年雇の自立を促進する上で不可欠 である。そこで、中学・高校中途退者に対し、夜間中学・ 高校での学習機会の確保と昼間の就業の両立を目標 とする若年雇用対策を新設し、その一環として、外国 人の中途退学者を支援することが必要である。	学校教育法第45 条、厚生労働省 職業安定局通達	[規制の現状]中学・高校を 中途退学した者を対象とし、 これらの者が働きながら学 べるようにするための若年 雇用対策は実施されていな い。
5079A	5079006			z12029	文部科学 省、	-	外国人学校の地位に関しては法令上 規定されていません。なお、一部の外 国人学校が学校教育法上の各種学校 としての法的地位を得ている実態があ ります。「外国人教育に関する調査研 究」については毎年実施しております。	d	-	外国人学校については、現行法令上の規定はな されていませんが、その一部は各種学校として法的 地位を得ています。また、外国人学校の母国政府に対 しても支援を求めています。 なお、「外国人に関する調査研究」については年々 その内容等を充実させており、今後ともこの調査を 継続して実施していきたいと考えています。	-	外国人集住都 市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	6	A	外国人学校の学校教育法 上の位置づけの改善	一定の要件を満たす外国人学校を、学校教育法第 1条に定められている教育機関に準ずる教育機関と 位置づける新たな体系を創設し、設置基準・教育内 容の認可基準を設ける。また、文部科学省・外国人 学校調査、を全国規模で継続的に実施し、実態把握 に努める。		外国人の子どもの教育において、外国人学校は重要 な役割を果たすようになっており、教育を受ける場所 のひとつとして定着している。しかし、学校教育法第1 条に基づいて認知された私立学校と同等程度の支援 措置や税制上の恩典などを享受することができない。 また、外国人の生徒が、外国人学校を卒業しても日本 の高校入試受験資格は得られず、円滑な高校進学に 結びつかない。また授業料も高額であり、保護者に とって大きな負担となっている。	学校教育法第1 条	[規制の現状]外国人学校 は、学校教育法第1条に定 める教育機関には該当せ ず、その結果、私立学校と同 等の助成措置をうけることが できない。また、文部科学省 「外国人学校調査」の内容、 実施回数ともに不十分であ り、その実態が把握されてい ない。
5079A	5079009	1		z12030	文部科学 省、	-	日本語教育事業を実施する地方自治 体やNPO法人に対しての財政支援に ついては、地域日本語教育支援事業な どの措置が講じられています。	d	-	文部科学省においては、地域における日本語教育 の推進のため、地方自治体やNPO法人が実施する 地域の特色ある日本語教室等の優れた事業を支援 する「地域日本語教育支援事業」を実施しています。 さらに、平成19年度要求においては、日本語教室 や日本語指導者養成などを柱とした「生活者として の外国人」のための日本語教育事業」の実施を検討 しており、今後とも、地域の日本語教育の推進を 図っていきます。 また、現在、(財)日本国際教育支援協会及び(独) 国際交流基金が事務局になり、日本語教育関係者 と連携しながら日本語能力試験を国内外で実施して いますが、同試験については、内容の抜本的な改定 とともに、年複数回実施も将来的に実現すべく、検 討中です。	-	外国人集住都 市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	9	A	定住している外国人への日 本語教育の強化と日本語 能力検定の拡充	日本語支援事業を実施する自治体やNPOに対する 財政面での支援措置を講じるとともに、個人や企業 等から寄付を促進するための税制面の措置を併せ 検討する。 日本語能力試験について、日常生活を送るにあた っては会話能力が不可欠であるので、会話について の試験を新たに創設する。また、取得目的に合わせ て級を選択できるように、試験を文章理解(文字・語彙 及び読解・文法)、聴解・会話に分け、別々に受験す ることを可能とするなど、試験内容の改編・拡充を行 う。 受験機会を増やし、外国人の受験意欲を高めるた め、年間の試験実施回数を増やすとともに、在留年 数等の一定の条件を満たす外国人について受験料 の軽減措置を講じることなどを検討する。		外国人と地域住民又は学校教員などとの間の意思疎 通を円滑化するとともに、外国人及びその子どもた ちの自立を促進するためには、定住している外国人の 日本語能力の向上が不可欠である。しかも、外国 人の保護者が家庭で日本語を使用しない場合、その子 どもたちの日本語能力も低くなる傾向がある。また、 就労する外国人の保護者に日本語教室への参加意 欲は低い。こういった地域住民等との十分なコミュ ニケーションが図れない外国人同士が固まって居住し、 地域住民との軋轢を引き起こす事件も発生している。 そこで、会話能力を中心として、日本語を学ぶモチ ベーションを高めるために、外国人の日本語能力を 評価するための制度を整備するとともに、併せて、外国 人の日本語能力を、わが国への入国・在留に当た って評価する仕組みを導入することが必要となってい る。	出入国管理及び 難民認定法第 20、21及び22条、 2006年4月3日付 文化庁次長決定	[規制の現状]外国人の日本 語習得のため、各地の自治 体やNPOにより日本語支援 事業が進められるなか、政 府も地域日本語支援事業を 開始したところであるが、ま た取組が不十分である。ま た、日本語能力試験は存在 するものの、読み・書きに重 点を置(試験であり、定住し ている外国人にとって特に重 要である会話能力が重視さ れた試験制度ではない。加 えて、文部科学省による公 的認定ではないこと。試験実 施がわずが年一回であるこ と。受験料が割高に設定さ れていることなどの理由によ り、外国人にとって利用しに くい状況にある。さらに、外

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	分割補助 番号	グループ 化番号	管理コード	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制 改革 A/民 間開 放)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5079A	5079012			z12031	内閣官 房、警察 庁、総務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、	-	-	e	-	要望されている内容について、文部科学省による規制は特段存在していません。 なお、ご指摘の点も含め、今後「在留管理に関するワーキングチーム」において積極的な議論が行われるものと考えます。	-	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	12	A	外国人登録制度の改善、 国・自治体における外国人 に関する情報の共有	外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度を住民基本台帳制度に一元化すべきである。 現在、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保険、教育などに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係省庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことなどを法令に定めるべきである。		現状では、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができな い、職権によるデータの削除ができないといった、住 民登録と外国人登録の制度のずれが市町村における 住民の実態把握を行政サービス提供を困難にしてい る。 地方自治法第10条における「外国人も日本人も同じ権 利・義務を有する住民である」という規定に基づけば、 外国人登録制度は、住民基本台帳制度に一元化させ るべきである。 また、外国人登録は出入国管理制度の一部であるとい う現行法令の捉え方よりは、むしろ、市町村がその住 民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければ ならない、とする地方自治法第13条の2の考え方に 拠るべきである。	地方自治法、住 民基本台帳法、 地方税法、地方 財政法、外国人 登録法、国民健 康保険法、国民 年金法、学校教 育法	
5079A	5079013			z12032	内閣官 房、警察 庁、総務 省、法務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、	-	-	e	-	要望されている内容について、文部科学省による規制は特段存在していません。 なお、ご指摘の点も含め、今後「在留管理に関するワーキングチーム」において積極的な議論が行われるものと考えます。	-	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期 間の更新および永住者の 在留資格への変更の際の 在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもの就学その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっての積極要素とし、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。 これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。 子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。		日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。 しかし、国内に合法的に在留していながら、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくないうえ、地方税の滞納についてもチェックされていない。 さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。 現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを通じて効	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条第2項	[規制の現状]在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認め
5083A	5083001			z12033	総務省、 文部科学 省、	スポーツ 振興投票 の私炭金 に関する 法律第13 条	スポーツ振興投票の私炭金については、売上金額に50%を乗じて得られた金額を、合致の割合ごとに配分し、その配分金額を合致の種類ごとに合致投票券に按分した金額を交付することとなっています。	c	-	スポーツ振興投票の私炭金額は、配分金額を合致投票券に按分することにより算定されるため、合致投票券が少ない場合には、極めて高額になるような場合も想定されます。このため、いたずらに射幸心を煽ることのないよう、私炭金額に最高限度額を設けているものです。	-	沼本久	1	A	山わけ型のくじにおいて は、当せん金の上限をなく してほしい、	山わけ型のくじ(＝ロト6、ミニロト、サッカーくじ)において、当せん者のとり分が、くじの販売金額の100万倍が上限(キャリーオーバー時は200万倍)となっているが、これをなくして、無制限としてほしい、		山わけ型のくじにおいては、割り当てられた資金を当せん口数で割って計算した方が理にかなっている。100万倍の超過分を次回に持ち越すことは、くじの安定的な販売という意味でよくない。 また、持ち越し時は、しゃこう心を刺激しすぎることになる。	当せん金付証報 第5条	
5084A	5084001			z12034	文部科学 省、	地方教育 行政の組 織及び運 営に関する 法律第2 条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	c	-	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。 このため、教育委員会が設置されない地方公共団体を許容する制度は適切ではないと考えます。	-	出雲市	1	A	教育委員会設置義務の見直し	現行法を見直し、市町村教育委員会設置の是非を選択可能とする、	市長の下に教育行政を担当する助役を置き、さらにその下に現行の教育委員会事務局の部署を置く。 さらに教育委員会に代え教育行政審議会を設置し、教育行政の中立性の評価や経済・福祉等との連携、学校教育の評価等を行う仕組みとする。(別紙1参照) なお、生涯学習や文化・スポーツなどの部門については、補助執行により平成13年4月より市長部局に移管し実施しているところである。(別紙2参照)	政治的中立性の担保等を理由に独立行政委員会としての教育委員会の設置が義務化されているが、その範囲では、いじめ、不登校、学力低下など様々な問題を解決できない事態に教育委員会は直面している。このため、教育委員会に代え教育行政審議会により教育の中立性等を評価するなか、真に住民の代表たる市長が経済・福祉・医療等を含め教育問題を市行政の総合戦略の一環としてとらえ、地域の自治協会や民生児童委員、児童相談所、JA、商工会議所などあらゆる組織や人材を総動員して、諸問題の解決に立ち向かうことを可能にするものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	別紙1、2